# 消防計画作成チェック表 (中規模以上用)

防災管理義務対象物〔該・否〕	自衛消防組織〔該・否〕	
統括防火管理義務対象物〔該・否〕	統括防災管理義務対象物	[該•否]

	作 成 す る 内 容	必要項目	作 成 チェック	備考
1	目的と適用範囲	0		
2	管理権原者の責任及び防火管理者の業務	0		
3	火災予防上の自主検査	0		
4	防火対象物及び消防用設備等の点検	0		
5	従業員の守るべき事項	0		
6	放火防止対策	0		
7	工事等における安全対策	0		
8	防火・防災教育	0		
9	訓練	0		
10	消防機関への連絡、報告	0		
11	防火管理業務の一部委託			
12	自衛消防組織			
	自衛消防隊の編成及び任務等			
13	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	0		
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	0		
14	震災対策	0		
15	大規模テロ等に伴う災害対策	• • ※		
16	大雨・強風対策			
17	受傷事故等に係る自衛消防対策			
18	その他防火管理上必要な事項	0		
19	避難経路図の掲示	0		
別表1-1	自主検査表 (日常)	0		
別表 1 - 2	自主検査表 (定期)	0		
別表 2	防火・防災管理業務の一部委託状況表	<b>A</b>		
別表 3	自衛消防訓練実施結果記録書	0		
別表 4	オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト	0		
別表 5	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	0		
別表 6	震災時における時差退社計画	0		
別表 7	施設の安全点検のためのチェックリスト	0		
別紙 1	防火・防災の手引き			
別紙 2	別人・別人の子りさ			
その他				
/#: #* ) <b>3</b> OFF	以	2 11 15 2 14 1		

(備考) 1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

- 2 ●印は、自衛消防対策の項目である。
- 3 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 4 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- 5 ※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 6 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、 作成したものについて「 $\checkmark$ 」印でチェックする。
- 7 〔該・否〕の欄は、どちらかを○で囲む。
- 8 事業所の実態に合わせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

7/1//	$r \rightarrow -$	-= 1	
V 📛	K 🛏	, ≕+	·画
<b>√</b> □	IJ/I	- I	тшт

#### 統括防火管理 [ 該 • 否 ]

1 目的と適用範囲

- 2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務
  - (1) 管理権原者の責務
    - ア 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
    - イ 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用 設備等」という。)の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
  - (2) 防火管理者の業務
    - ア 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
    - イ 火災予防上の自主検査の実施又は監督

消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修を図る。

- ウ 防火対象物の点検及びその立会い
- エ 消防用設備等の点検・整備及び立会い
- オ 改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- カ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- キ 収容人員の管理
- ク 従業員に対する防火・防災教育の実施
- ケ 防火管理業務従事者(火元責任者等)に対する指導、監督
- コ 管理権原者への提案や報告
- サ 放火防止対策の推進
- ※シ 防災管理の点検の立会い
  - ス 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
  - セ 防災設備及び避難施設等の検査・点検の実施と不備欠陥箇所がある場合の改修
  - ソ 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- ★タ 統括防火管理者への報告

全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。

- 3 火災予防上の自主検査
  - 火災予防上の自主検査は、別表1-1、1-2に基づき実施する。
  - ★不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく責任範囲により管理権原者が行う。
- 4 防火対象物及び消防用設備等の点検
  - (1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。
  - (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
  - (3) 防火管理者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
  - (4) 点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
  - (5) その他
- 5 従業員の守るべき事項
  - (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
  - (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

- (3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (4) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃すること。
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。
- (6) ガス機器を使用中はその場を離れないこと。その場を離れるときは、火を消してから離れること。
- (7) その他
- 6 放火防止対策
  - (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
  - (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
  - (3) 終業時には、必ず施錠する。
  - (4) その他 \_\_\_\_\_

#### 7 工事等における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
- (5) その他
- 8 防火,防災教育
  - (1) 別紙1、2「防火・防災の手引き」を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
  - (2) その他

#### 9 訓練

(1) 実施内容等

訓練種別	訓練內容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	おおむね月
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練	おおむね 月と月

### (2) 訓練の事前連絡

訓練を実施する場合は、事前に消防機関に連絡し訓練の届出をする。

(3) 実施結果の検討等

自衛消防訓練終了後直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、**別表3**「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、「防火管理維持台帳」に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

- 10 消防機関への連絡、報告
  - (1) 消防計画の作成(変更)の届出
  - (2) 用途変更等により、防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届」
  - (3) 消防用設備等の点検結果を管轄消防署長に報告
  - (4) 改装工事を行うときの「工事中の消防計画」
- ▲(5) 防火対象物の点検結果を管轄消防署長に報告
  - (6) 消火、避難訓練を実施する際の通報
- ※(7) 自衛消防組織設置(変更)の届出
  - (8) その他

<b>▲</b> 1 1	防火管理業務の一部委託(有・無)
	防水管理に関する業務の一部を <b>別表</b> 9のとおりに承託する

#### ※12 自衛消防組織

- (1) 管理権原者の責務
  - ア 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営し、共同してその責任を有する。
  - イ 管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。
  - ウ 管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。
- (2) 自衛消防組織の協議会及び統括管理者
  - ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。
  - イ 自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容によるものと する。
  - ウ 統括管理者は、全体についての消防計画に定める業務を行う。
- 13 自衛消防隊の編成及び任務等
  - (1) 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるために、自衛消防隊を置く。
  - (2) 自衛消防隊の編成及び任務分担は別紙13-A又は13-Bのとおりとする。
- ▲(3) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防隊を設置及び運営する。
- ▲(4) 自衛消防隊に関する協議会の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。

### 事業所自衛消防隊を編成する場合

- 13-A 事業所自衛消防隊の編成及び任務等
- ★▲事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となるものとする。
- ★▲事業所自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当するが、防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動するものとする。

事業所自衛消防隊長 <b>〈</b> []	1 [	防隊長の代行者兼副隊長 ]
	2 [	
	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任
通報連絡(情報)班	(1) 非常ベルを鳴らす。	○ 情報収集担当とする。
	(2) 119 番通報及び防災センタ	(1) テレビ、ラジオ等により、
	ーへ連絡する。	報を収集する。
	(3) 到着した消防隊への情報提	(2) 事業所自衛消防隊長の指
	供及び関係先への連絡にあ	により、必要な情報を収集し
	たる。	伝達する。
初 期 消 火 班	(1) 避難路を確保し、水バケツ、	○ 点検担当とする。
[]	消火器等を使用して初期消火	(1) 担当区域の点検を行い、軸
[]	する。	落下防止等の被害防止措置を
[]	(2) 天井に燃え移ったら初期消	施する。
	火は中止して避難する。	(2) 地震発生時被害の防止及び
		減のための対策(建物、ガス
		具、ボイラー等の点検)
避難誘導班	(1) 避難口を開放し、避難経路	○ 災害等発生時の任務と同じ
[]	図に従い、避難誘導にあたる。	(1) 警戒宣言が発せられた場
[]	(2) 避難誘導は、大声で簡潔に	の伝達に先立ち、出入口等に
[]	行いパニック防止に全力をあ	置につく。
	げる。	(2) 警戒宣言が発せられた場
		の伝達に伴い避難誘導を行う
応 急 救 護 班	(1) 負傷者を安全な場所へ移動	○ 災害等発生時の任務と同じ
[]	させ、応急手当を行う。	
[]	(2) 到着した救急隊に傷病者の	
[]	引継ぎを行う。	
安全 防護 班	(1) 防火戸、防火ダンパー、排煙	○ 災害等発生時の任務と同じ
	•	

## 防火対象物自衛消防隊を編成する場合

防火対象物自衛消防隊

## 13-B 防火対象物自衛消防隊の編成及び任務等

防火対象物自衛消防隊長 <del>-</del> 〔〕		物自衛消防隊長の代行者兼副隊! 〕 〕
	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任
通報連絡(情報)班〔]〔]〔]	<ul><li>(1) 非常ベルを鳴らす。</li><li>(2) 119 番通報及び防災センターへ連絡する。</li><li>(3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。</li></ul>	<ul><li>○ 情報収集担当とする。</li><li>(1) テレビ、ラジオ等により、報を収集する。</li><li>(2) 事業所自衛消防隊長の打により、必要な情報を収集し伝達する。</li></ul>
初期消火班	(1) 避難路を確保し、水バケツ、 消火器等を使用して初期消火 する。	<ul><li>○ 点検担当とする。</li><li>(1) 担当区域の点検を行い、車</li><li>落下防止等の被害防止措置を</li></ul>
	(2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	施する。 (2) 地震発生時被害の防止及び減のための対策(建物、ガス 具、ボイラー等の点検)
避     難     誘     導     班       []    ]       []	<ul><li>(1) 避難口を開放し、避難経路 図に従い、避難誘導にあたる。</li><li>(2) 避難誘導は、大声で簡潔に 行いパニック防止に全力をあ</li></ul>	○ 災害等発生時の任務と同じ (1) 警戒宣言が発せられた場 の伝達に先立ち、出入口等に 置につく。
	げる。	(2) 警戒宣言が発せられた場の伝達に伴い避難誘導を行
応急救護係 [] []	<ul><li>(1) 負傷者を安全な場所へ移動 させ、応急手当を行う。</li><li>(2) 到着した救急隊に傷病者の 引継ぎを行う。</li></ul>	<ul><li>○ 災害等発生時の任務と同じ</li></ul>
安全防護係	(1) 防火戸、防火ダンパー、排煙 設備等の操作等	 ○ 災害等発生時の任務と同じ 

#### 14 震災対策

### 地震防災規程の内容

- (1) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の応急対策については、別に定める 地震防災規程によるものとする。

#### 消防計画の内容

(震災に備えての事前計画)

- (1) 防火管理者は、**別表1-1**「自主検査表(日常)」に基づき、点検、検査を行い、従業員は、防火管理者の指示に従い、火災予防措置、避難施設の維持管理等を実施する。
- (2) 防火管理者は、**別表1-2**「自主検査表(定期)」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (3) 防火管理者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止の措置を**別表4**のチェックリストを活用して実施する。
- (4) 防火管理者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。
- (5) 防火管理者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (6) 管理権原者は、法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
- (7) 防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)が建物から安全に 避難できるように、**別表1-2**「自主検査表(定期)」に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全 な状態を確保する。

また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災・津波等の危険が予想される場合は、適切に避難を 実施する。

避難場所:	(19)	避難経路凶の掲示)	
避難方法:			

- (8) 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。
- (9) 管理権原者は、**別紙1**「防火・防災の手引き(新入社員用)」又は**別紙2**「防火・防災の手引き(従業員用)」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。
- (10) 管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力に努める。
- (11) 警戒宣言が発せられた場合の措置は、次のとおりとする。
  - ア 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
  - イ 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (12) 管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。
  - ア 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。
  - イ 震災時における従業員の安否確認者(班)及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者(班)	優先順位	安否確認手段
	第1優先順位	
	第2優先順位	
	第3優先順位	

- (13) 管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。
  - ア 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。

イ 震災時に従	<b>逆業員等の安全を確保するため、</b>	従業員等が安全に待機	できる場所(施設)	内待機場所)を	`確
保するものと	こする。				
施設内待機	幾場所・・・ <u></u>				
ウ 従業員等の	D施設内待機を維持するために、	7日分の飲料水、食料そ	の他災害時におけ	る必要な物資	(備
蓄品)を備蓄	するものとする。				
また、従業	<b>養員等以外の帰宅困難者用に10</b>	%程度を余分に備蓄す	-る。		
備蓄場所・	・備蓄品・・・ <b>別表5</b> のとおり				
エ 従業員の後	<b>走歩による帰宅経路を把握し、グ</b>	ループ毎の時差退社計	·画を作成しておく	0	
時差退社計	↑画表・・・ <b>別表6</b> のとおり				
(14) 防火管理者に	は、鉄道等交通機関の運行状況、	二次災害に備えた余震	、津波等の発生危険	<b>倹に関する情報</b>	łO)
把握に努め、従	業員等に適宜伝達する。				
(15) 管理権原者に	は、訓練等を実施した結果の確認	及び検証を行い、計画の	り見直し、改善して	いく取り組みり	(P
DCAサイクル	レ)を取り入れることとする。				
(震災時の活動計画	町)				
(1) 地震時の活動	動は、火災時の自衛消防隊による	活動を原則とする。	また、この編成でに	は対応が困難と	認
められる場合、	、自衛消防隊長は、担当を増強者	告しくは移動するなど(	の対応により、効果	果的な自衛消防	j活
動を行わせる。					
(2) 緊急地震速	報を受信した場合は、周囲の状況	兄に応じて、自身の身の	り安全を確保するこ	<u>-</u> と。	
(3) 震災時の出	火防止対策及び初期消火活動は、	次のとおりとする。			
ア・地震時、火	火気使用設備器具付近にいる従業	美員等は、身の安全を確	<b>怪し、揺れがおさ</b>	まった後、電源	ĺ,
燃料等の遮	断等を行う。防火担当責任者等に	は、二次災害の発生を	防止するため、建物	勿、火気使用設	:備
器具及び危	険物施設等について点検、検査を	を実施し、異常が認め	られた場合は、応急	急措置を行う。	
イ 火災を発	見した者は、周囲の者に知らせる	とともに、消防用設備	等を活用し、初期活	肖火を実施する	) <sub>0</sub>
(4) 管理権原者	は、危険物、毒物、劇物、高圧	ガス等が流出又は漏え	ハが発生した場合に	は、自衛消防隊	(O)
組織を活用し	て応急の措置を行うとともに、済	肖防機関その他関係者は	こ連絡する。		
(5) 要救助者を	発見した場合は、自衛消防隊長り	こ知らせるとともに、	周囲の者と協力し~	て初期救助・救	〔護
を実施する。					
(6) 自衛消防隊	長は、建物内外の状況を把握し、	必要な情報を自衛消	<b>坊隊員に周知徹底</b> で	するとともに、	混
乱を防止する	ために建物内にいる在館者に適り	刃な指示を行う。			
(7) 在館者等を	へ誘導すると	きは、順路、道路状況、	地域の被害状況につ	ついて説明する	0
(8) 管理権原者	は、事前に周辺事業所と震災時の	の応援体制を図り、必	要に応じ、周辺地域	或の消火活動、	救
助·救護活動	を行う。				
	安否確認は、次のとおりとする。				
	、震災時に家族等の安否を確認し				
	者(班)は、震災時に、事前に定る	めた安否確認手段に基	づき、速やかに従	業員の安否確認	忍を
実施するも					
	施設内における待機及び安全なり		· -		_
アー管理権原	者は、震災時に	を用いて、「	むやみに移動を開タ	始しない」こと	を

ア 管理権原者は、震災時に \_\_\_\_\_を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを 従業員等に徹底するものとする。

イ 管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断するものとする。 施設チェック項目・・・別表7のとおり

- ウ 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、 自治体からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導するものとする。
- エ 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業 員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰宅を実施 するものとする。
- (11) 管理権原者は、周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。 津波対策・・・・・ 高層建築物への避難 液状化対策・・・

#### (施設再開までの復旧計画)

- (1) ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (2) 震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (3) 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (4) 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入 禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

#### ※●15 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。
- (6) その他

#### ●16 大雨・強風対策

- (1) 日頃から側溝、排水溝の清掃、強風による落下危険のある物の除去、固定措置等を実施しておく。
- (2) 大雨・強風に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 建物外部に通じる窓・扉を閉鎖する。
- (4) 資器材の点検・整備を行う。
- (5) 道路冠水等により地下室が浸水するおそれがある場合、地下室の立入制限、エレベーターの使用制限を 行う。
- (6) 浸水防止措置を実施する。
- (7) 従業員の始業及び就業については、天候の具合を見て判断する。
- (8) その他

#### ●17 受傷事故等に係る自衛消防対策

- (1) 従業員の救命講習受講等の促進を図る。
- (2) 応急救護資器材を配置している場合、定期的に点検・整備を行う。
- (3) 受傷事故等発生時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (4) 受傷事故等発生時、傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
- (5) 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- (6) 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- (7) 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。
- (8) その他
- 18 その他防火管理上必要な事項

#### 19 避難経路図の掲示

この計画は平成 年 月 日から施行する。

自主検査表	(日常)	J	Ę

検査実施者
-------

				 検	査	項	目		
		避難通路等の物品	ガス器具の	電気器具	火気使用設	吸殻の	倉庫等の	終業時の	その他(トイレ
日	曜	の有無(避難施設	ホースの老	の配線老	備器具の異	処理	施錠確認	火気の確認	内の可燃物・ゴ
	日	の維持管理)	化・損傷	化・損傷	常の有無				ミ箱等の確認)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
(債	†考)			不備のある場	易合は、×を即		火 管	理 者	
		時改修した場合は⊗	を付する。		確		認		

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告 する。

### 自主検査表 (定期)

		実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所	確認結果							
	(1)	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。								
建物	(2)	天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。								
構	(3)	窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著し い変形等がないか。								
造	外壁・ひさし・パラペット (4) 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が 生じていないか。									
	(1)	避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。								
避	(1)	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。								
難	(2)	階段								
施設	(3)	階段室に物品が置かれていないか。 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。								
	(0)	② 歴無階段寺に囲しる山八口が幅は週別が。								
		③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 厨房設備								
火気		① 可燃物品からの保有距離は適正か。								
使用	(1)	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。								
設		③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。								
備器具	(2)	ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。								
只	(2)	② 火気周囲は整理整頓されているか。								
		電気器具								
電気設備		① コードに亀裂、老化、損傷はないか。								
備		② タコ足の接続を行っていないか。								
		③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。								
その他	き ウ 也									
	検査	実施者氏名   検査実施日    検査実施者氏名   検査実施日    防火管理者	確認							

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。 なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。 防火・防災管理業務の一部委託状況表

											年 月	月 日現在	:
Ŧ	再受託者の有無 □無 □一部有 □全部 通報承認 □無 □有(承認番号 )												
防	防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等												
[	[法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地] 受託者が再委託する場合記入												
			(名称) 所在地)										
担			「(電話番号)										
-	_, ,	所	在地										
	r+44-		括番号 水 本 (f を )										
١			当者氏名〕 重別・番号〕										
			計画〕										
			□出火防止夠	業務(火気使	用箇所の	点検監	視など)		□同左				
			□避難又は降	た人 大人 大 大 上 必要な た と 設備等の監	構造及び 組・堀作	設備の	維持管理		□同左 □同左				
		範						N/17+->ナギL					
	常	40		§その他の災	善等か発			育阞店期	□同左				
	<b>⊯</b> →	ш	□火災	□地震	工、大	口その			□同左		□同左	□同左	
	駐	囲	□初期消火 □通報連絡	□避難記□その何		□叛旨	出・応急救護 )	Ê	□同左 □同左		□同左 □同左	□同左	
	方		□自衛消防記	- ,					□同左				
			□その他(		)				口その	他(		)	
	法		常駐	場所									
_		方	常駐	人員									
受託		法	委託する防火対										
受託者の			委託する										
の行			□出火防止乳□避難マは『	業務(火気使	用箇所の 構造及び	点検な	:ど) 維持管理		□同左 □同左				
行う防		範	□消防・防災	坊火上必要な 災設備等の監	視・操作	業務	小正1.1 日 七工		□同左				
防 火	巡		□火災、地震	<b>憂その他の災</b>	害等が発	生した	場合の自衛	肖防活動	□同左				
•	, <u></u>		□火災	□地震		口その	他( )		□同左		□同左		司左
防災管理業	口	囲	□初期消火 □避難誘導 □救出・応急救護 □通報連絡 □その他( )					□同左 □同左		□同左 □同左	□同左		
管理			<ul><li>□ □ 囲 報 連 裕</li><li>□ 自 衛 消 防 i</li></ul>		(		)				口问左		
理業	方		□その他(	WW111 <del>71</del>	)				日その			)	
務	式		巡 [	口口	数								
範		方		回 人	員								
囲		法		防火対象物の									
<b>業務の範囲及び方法</b>				する時間	帯								
方法				登録番号									
14				災設備等の遠					□同左				
			□火災、地震	<b>髪その他の災</b>	害等が発	生した	場合の自衛	肖防活動	□同左				
	遠	範囲	□火災	□地震		口その			□同左		□同左	□同左	
	遠隔移報方式	团	□初期消火 □通報連絡	□避難記 □その(	秀導 也(	□救占	出・応急救護 )		□同左 □同左		□同左 □同左	□同左	
	報方		□ その他	(	)				□ そ	の他 (			)
	式		現場確認	認要員の待機場	所								
		方	到 着	所要時	間								
		法	委託する	5防火対象物の区	 域								
			委託	する時間	带								

(備考)「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✔印を付する。

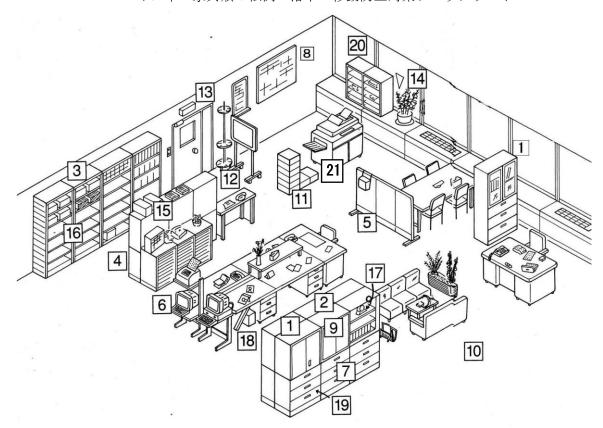
<sup>(</sup>注) 通報登録番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、東京消防庁の承認を受けた際の登録承認番号を いう。

### 自衛消防訓練実施結果記録書

実	施	日	時		年 月	1	目	時	分	から	時	分	まで
実	施	場	所										
実	施	範	囲	全体	· 部	分	(	棟		階)			
訓(エなる。)	練 当すり タマを	想 る□( し、具 と記載	定手的す	□ 火災 具体的な内容	•□ 地 <b></b> 意	·	□ その他	の災害	(		)		
				□ 総 合	訓練								名
(該	訓 練 項 目 等 (該当する□にチ ェックをし、参加人 員を記入する。)		こチ	□ 消	肖火訓練		名	□ 通	重報訓練	練			名
エツ員を			川人	訓練	<b>達難訓練</b>		名				_		
					この他 (					)			名
訓内	練	≽ 加	者訳	従業者・居住 (うちパート 参加者内訳: うち	・アルバイ 自衛消防隊 自衛消防活	イト 紫員 舌動中核 核要員	名 要員		名 名 災セン	/ター要員		· 名) ·	
訓	練指	員 導	者	職		氏	:名						
				全体の評価									
結身	果 へ	の意	見	推奨事項									
				反 省 点									
記	録 /	下 成	者	職		氏	:名						

- 備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、 消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
  - 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
  - 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



	項目	チェック
1	背の高い家具を単独で置いていない	
2	安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3	壁面収納は壁・床に固定している	
4	二段重ね家具は上下連結している	
5	ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、	
	床に固定している	
6	OA機器は落下防止してある	
7	引出し、扉の開き防止対策をしている	
8	時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9	ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10	床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11	避難路に物を置いていない	
12	避難路に倒れやすいものはない	
13	避難出口は見えやすい	
14	非常用進入口に障害物はない	
15	家具類の天板上には物を置いていない	
16	収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17	危険な収納物(薬品、可燃物等)がない	
18	デスクの下に物を置いていない	
19	引出し、扉は必ず閉めている	
20	ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21	コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。	

## 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄(例)

備蓄場所	(1)	備蓄品 、分/日の備蓄量)	人/7日分の備蓄量
		アルファ化米(3食分)	
	食料品	乾パン (1缶)	
		缶詰(1缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター (3リットル)	
		消毒液	
	救急医療薬品類	ばんそうこう	
		風邪薬	
		簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
	災害時要援護者用	乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
階		毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ (3個)	
	その他の物資	ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(愛知県・豊橋市)	
		拡声器	

# 震災時における時差退社計画 (例)

優	家		自宅住所	帰宅ルートの概要	距離		帰宅グループ
優先順	庭内	氏 名	\+-\/.67	主要路線	→ 20dm+ HH	付加的要素	開始時刻
位	事 情		連絡先	通常の通勤経路	一 予測時間		到着時刻
							開始 :
			(E)-/v )				開始 :
1			(Eメール )		-		開始 : 到着 :
			(Eメール )				開始 : 到着 :
			(2)				
			(F.) 1.		_		開始:
			(Eメール )				到着 :
2							開始 :
			(Eメール )				到着 :
							 開始 :
			(Eメール )				到着 :
			 				 開始 :
3			(E ) )				到着 :
3							HH L /.
			(E ) - / v )		$\dashv$		開始   :     到着   :

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近(おおむね10km以内)に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者 第3優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

## 施設の安全点検のためのチェックリスト (例)

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施計			(12.17)	7470 72.23472 4
		傾いている。沈下している。		建物を退去
1	建物(傾斜・沈下)	傾いているように感じる。		要注意
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく		→専門家へ詳細診断を要請
		落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側		建物を退去
2	建物(倒壊危険性)	が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落		要注意
		はわずかである。		→専門家へ詳細診断を要請
		隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
3	隣接建築物·周辺地盤	周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設へ		建物を退去 要注意
		の影響はないと考えられる。		→専門家へ詳細診断を要請
施記	设内部(居室・通路等			
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
_	71.	フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
		間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	天井材が落下している。		立入禁止 要注意
		天井材のズレが見られる。		→専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく 落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側 が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落		点検継続
4	ドア	はわずかである。 ドアが外れている、又は変形している。		→専門家へ詳細診断を要請 要注意/要修理
4	r)	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
		7.11.77 HE 2 ( 1.11.7 HE 2 ( 1		要注意/要修理/要固定
7	じゅう器等	じゅう器 (家具) 等が転倒している。 書類等が散乱している。		要注意/要修理/要值是
型視		育規寺が取品している。 		安住总/安復旧
FIX IV	# 17	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)		I
1	電力			代替手段の確保/要復旧
1	电刀	照明が消えている。		→ (例) 非常用電源を稼働
		空調が停止している。 停止している。		
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		- 要復旧 - →メンテナンス業者に連絡
2	エレベーター	音報 / マン、フッ 一点 / 八、		→メンテナンス業者に建幅 →メンテナンス業者又は消防機関に
		カゴ内に人が閉じ込められている。		連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例) 備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない(あふれている)。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 → (例) 災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧 代替手段の確保/要復旧
6	通信・電話	停止している。		→ (例) 衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セコ	<b>F</b> ュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している(通行不可である)。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意 (状況により 立入禁止)

#### [消防計画について]

の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

#### [消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。 消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。 使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。 [火気使用設備器具について]
- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。 [喫煙について]
- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる。)を確実に行ってください。 [危険物の取扱いについて]
- 1 危険物 (シンナー、ベンジンなど) を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 〔避難施設の維持管理について〕
- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。 〔火災時の対応〕
- 1 通報連絡
  - 119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
  - 消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
  - 避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

#### [地震時の対応]

- 1 身の安全を図ってください。 蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- エルガ、カノへ裂印、心寺の近くがり離れてく 2 火の始末を行ってください。
- 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 [その他]

(例)防火・防災の手引き(従業員用)
[消防計画について]
当該事業所の消防計画を再確認してください。
消防計画の確認項目
1 通報連絡(情報)班( )
2 初期消火班( )
3 避難誘導班( )
4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか( )
5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか( )
〔火気使用設備器具について〕
1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。
〔喫煙について〕
1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。
[危険物の取扱いについて]
1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。
[避難施設の維持管理について]
1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。
[放火防止対策について]
1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。
[火災時の対応]
1 通報連絡
119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。
[地震時の対応]
1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。
[その他]